

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和元年8月25日 10時10分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市西浅井町東方沖（琵琶湖北部） 奥出三等三角点から真方位220° 2,020m付近 （概位 北緯35° 28.5′ 東経136° 07.1′）
事故の概要	水上オートバイREVIVEは、航行中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ REVIVE、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	240-68186岐阜、株式会社新晃
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人を座席の後部に 乗せ、全員救命胴衣を着用し、船長が、同乗者に出発するので掴まる よう注意を促したものの、同乗者への指示が十分に伝わっていなかつ たので、発進した直後、最後尾に着席していた同乗者Aが落水し、同 乗者Aが本船のジェット噴流を下半身に受けて陰囊部に切創等を負つ た。 同乗者Aは、本事故当時、水着を着用していた。
分析	本船は、出発に際し、船長が同乗者に出発するので掴まるよう注意 を促したものの、船長の同乗者への指示が十分に伝わっていなかつた ことから、発進した直後、同乗者Aが、落水して本船のジェット噴流 を下半身に受け、陰囊部を負傷した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、出発に際し、船長の同乗者への指示が十分に伝 わっていなかったため、発進した直後、同乗者Aが落水して本船のジ ェット噴流を下半身に受けたことにより発生した可能性があると考え られる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、 次のことが考えられる。 ・水上オートバイに同乗者を乗せて航行する際は、同乗者が落下し ないよう、速力を抑えながら発進すること。 ・水上オートバイに乗船する者は、落水した際、ジェット噴流等に

	<p>より身体にけがを負うおそれがあるので、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用すること。</p>
--	---